

1 - 6. 入所申込に必要な書類について

認可保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業所等への入所申込には、次の書類が必要です。

- ・ **マイナンバー届出書**（番号確認書類と本人確認書類が必要です。）
- ・ **保育の必要性がわかる書類**（父母等の保護者全員分の書類が必要です。下の表をご参照ください。）

保育を必要とする事由	保護者等の状況	必要な書類
月60時間以上の就労	雇用されている・内職をしている	就労証明書
	雇用予定・復職予定	就労証明書
	自営業・農業	・ 入所理由申告書(自営業申告書) ・ 事業の内容がわかる書類 営業許可書、登記簿謄本の写し等 ・ 事業により収入を得ていることが確認できる確定申告書の写し 開業後間もなく、確定申告をしていない場合や確定申告書において事業により収入を得ていると確認できない場合は開業届の写し添付
出産の前後	妊娠中、または産後まもない	・ 入所理由申告書(病気等申告書) ・ 母子健康手帳の写し 表紙と出産予定日が確認できるページ
疾病・障がい	入院、通院している	・ 入所理由申告書(病気等申告書) ・ 医師の診断書 保育できない症状や期間等の記載がある原本
	身体等に障がいがある	・ 入所理由申告書(病気等申告書) ・ 障害者手帳、療育手帳、 ・ 精神障害者保健福祉手帳等の写し 手帳番号、本人欄、障がい名が確認できるページ
月60時間以上の同居の親族の介護・看護	同居の親族を介護・看護している	・ 入所理由申告書(病気等申告書) ・ 介護、看護される人の状態がわかる書類 医師の診断書、障害者手帳、介護保険証の写し等
月60時間以上の就学	就学、職業訓練中である	・ 在学証明書又は学生証の写し 学生証については有効期限がわかるもの ・ 就学時間が分かる書類 時間割表等
求職活動	求職中である	・ 就労誓約書 兼 就職活動報告書

追加で書類が必要になる場合

- ・ 離婚協議中の場合は、離婚協議中であることが客観的に分かる書類（離婚調停に係る裁判所からの通知等）が必要です。詳しくは子ども家庭センターへご相談ください。
- ・ きょうだいでの子どもだけ幼稚園に通っている場合や下の子どもだけ祖父母が保育している場合等、別途書類の提出が必要な場合があります。
- ・ 入所を希望する子どもで、病気や障がい等がある場合や医療的ケアが必要な場合は、子どもの状況がわかる資料(手帳や診断書、子ども家庭センター所定の「発達の様子」等)を事前に子ども家庭センターへ提出してください。

申請前に準備すること

- ・ 各園ごとに特色や方針など違いがありますので、申込前に希望施設を見学するようにしてください。見学に行く場合は、事前に施設へ電話予約してください。なお、見学の有無が利用調整に影響することはありません。

入所後に注意すること

- ・ 入所後すぐにならし保育があります。ならし保育とは、保育所生活に慣れていくように短い時間からお預かりする保育のことです。入所後から始まるもので、入所前に行うものではありません。ならし保育の期間は、子どもの状況や保護者の就労状況によって各施設が判断します。子どもにとって慣れない環境で1日過ごすことは、大きな負担です。安心して子どもが施設で過ごしていくためにも、入所の際、施設と十分打ち合わせを行ってください。ならし保育期間中は、子どものお迎えが早くなりますので、ご注意ください。